

農地整備事業「川北地区」により岩手・宮城県県境の一部が変更となりました！

農地整備事業「川北地区」では、大区画農地の整備と将来の農業生産を担う経営体育成を目的に、平成10年度から宮城県栗原市と岩手県一関市に跨がる区域で、ほ場整備事業を実施してきました。

これまで両県の県境は、現況のあぜ道や用水路に沿ったものでしたが、この度、本事業により整備された区画に合わせて県境の変更を行うことになりました。

県境変更の対象となる区間は、約2キロメートルにわたり、水田や用水路など約23,000㎡を両県で等面積にて交換しています。

県境を変更するためには、関係する自治体の議会の議決が必要となるため、平成29年3月議会にて栗原市と一関市の両市議会にて議決され、引続き6月定例会にて宮城県と岩手県の両県議会で議決されました。

その後、両県の連名にて総務省へ県境変更を申請しておりましたが、9月4日付けで総務省の告示を受け、新たな県境が確定したものです。

